7. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(法第8条第2項第3号)

景観計画区域(船橋市全域)では、法第16条に基づき、一定の行為について、届出が必要です。本章では、届出対象行為として法で定めるもののほか、条例で定めるべき行為及びそれぞれの対象行為ごとの景観形成基準を記述しています。

本計画において、届出対象行為は、景観への影響が大きい一定規模以上の建築物の建築等、 工作物の建設等及び開発行為を対象とするとともに、船橋市の景観の骨格を形成している樹林 や農地の自然的環境を保全すべく、開発行為に該当しない一定の土地の形質の変更も対象と します。

届出対象行為が景観形成基準に適合しないと認められるものについては、設計の変更その他の必要な措置をとる旨の勧告(法第16条第3項)が出来、また、特定届出対象行為(届出対象行為のうち開発行為等を除いたもの)については、変更命令等(法第17条第1項)が出来ることとなっています。

(1)届出対象行為

建築物の建築等、工作物の建設等及び開発行為等のうち、届出の対象となる行為については、次のとおりとします。

| 行 為 | 届出の対象 | | | |
|---------|---|--|--|--|
| 建築物の新築、 | 〔市街化調整区域〕 | | | |
| 増築、改築、移 | 延べ面積が <u>2,000 ㎡</u> を超えるもの、又は高さが <u>10m</u> を超えるもの | | | |
| 転又は大規模な | [市街化区域] | | | |
| 外観の変更 | 延べ面積が <u>2,000 ㎡</u> を超えるもの、又は高さが <u>15m</u> を超えるもの | | | |
| 工作物の新設、 | | | | |
| 増築、改築、移 | 高さが <u>15m</u> を超えるもの | | | |
| 転又は大規模な | よう壁にあっては、高さが <u>2m</u> を超え、かつ長さが <u>30m</u> を超えるもの | | | |
| 外観の変更 | | | | |
| | [開発行為又は資材置場、駐車場その他の主として建築物の建築又は特定工作 | | | |
| | 物の建設以外の用に供する目的で行う土地の形質の変更(当該変更のための木 | | | |
| | 竹の伐採を含む)で、以下のいずれかに該当するもの〕 | | | |
| | 行為を行う土地の区域の面積が <u>3,000 ㎡</u> 以上のもの | | | |
| 開発行為等 | 行為を行う土地の区域の面積が <u>1,500 ㎡</u> 以上で、かつ以下のいずれかを含む | | | |
| | もの | | | |
| | ・高さが 10m 以上の健全な樹木 | | | |
| | ・面積が 300 ㎡以上の一団の樹林地 | | | |
| | ・面積が 1,500 ㎡以上の一団の農地 | | | |

大規模な外観の変更とは、建築物又は工作物の外観の過半を変更することとなる修繕若しくは 模様替又は色彩の変更をいいます。

工作物とは、建築基準法施行令第 138 条に規定するものをいいます。ただし、屋外広告物法第 2 条第 1 項の屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置は除きます。

開発行為とは、都市計画法第4条第12項に規定するものをいいます。

(2)景観形成基準

勧告基準

法第16条第3項の規定による勧告の基準については、次のとおりとします。

この基準に適合しないと認められる場合は、設計の変更その他の必要な措置をとる旨の勧告をすることが出来ます。

| 区分 | 景観形成基準 | | | |
|--|--|--|--|--|
| | 〔まちなみの連続性への配慮〕 まちなみの連続性がある地域では、周りの建築物に対して壁面を突出させるなど、連続 性を阻害しないようにする | | | |
| 建築物の新築、 増築、改築、移 | [周辺の建築物や背景の色彩との調和(基調色の色彩)] 建築物の屋根及び外壁等の外観は、周りの建築物に対して、著しく不調和な色彩を使用 することにより、周辺景観を阻害することがないようにする | | | |
| 「日栄、口栄、伊 転又は大規模な 外観の変更 | (周辺景観との調和に配慮した材料の活用)光沢のある材料や反射光の生じる素材を壁面の大部分にわたって使用することにより、周辺景観を阻害することがないようにする | | | |
| | 〔屋外設備等の周辺景観や建築物本体との調和・一体化〕 屋上、外壁、建物周囲に設置する建築設備や配管類、工作物は、見えにくい場所に設置する等、設置場所に配慮するか、ルーバー等で目隠しをする。また、建築物本体と著しく不調和な色彩を用いることにより、周辺景観を阻害することがないようにする | | | |
| 工作物の新設、 増築、改築、移 転又は大規模な 外観の変更 | 上記建築物の勧告基準に準じる | | | |
| 開発行為等 | 既存地形の改変で、大規模な法面やよう壁が生じることにより、周辺景観を阻害するこ とがないようにする | | | |
| | 景観の保全に重要な樹木を伐採することにより、良好な景観を損なうことがないように する | | | |

変更命令基準

法第17条第1項の規定による変更命令の基準については、次のとおりとします。

この基準に適合しない場合は、設計の変更その他の必要な措置をとる旨の命令をすることが 出来ます。

| 区分 | | 景観形成基準 | | | | | | |
|---------------|---|---|-------------------------|--------------|------|--|--|--|
| | | 建築物の外壁及び屋根の色彩の基準(マンセル値)は以下のとおりとする。 | | | | | | |
| | 色相 | | 色相 | 明度 | 彩度 | | | |
| | | R (赤) | 0 R ~ 1 0 R (0 Y R) | | | | | |
| | | Y R (オレンジ) | 0 Y R ~ 1 0 Y R (0 Y) | - | 6 以下 | | | |
| | | Y (黄) | 0 Y ~ 1 0 Y (0 G Y) | | | | | |
| | | GY(黄緑) | 0 G Y ~ 1 0 G Y (0 G) | | | | | |
| 建 | | G (緑) | 0G ~10G(0BG) | - | 4以下 | | | |
| 染物 | | B G (青緑) | 0 B G | | | | | |
| 建築物の外壁及び屋根の色彩 | | B (青) | | | | | | |
| | | PB(青紫) | ~ | - | 2 以下 | | | |
| | | P (紫) | | | | | | |
| | | RP(赤紫) | 10RP(0R) | | | | | |
| | 【適用の除外】 | | | | | | | |
| | ・表面に着色していない自然石、レンガ、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩の場合 | | | | | | | |
| | ・見付面積の1/5未満の範囲で、外観のアクセントカラーとして着色される色彩の場合 | | | | | | | |
| | ٠ | ・地域のランドマークとしての役割を果たすもの、良好な景観の形成に資するものなどで、市長が認 | | | | | | |
| | | めたものについては、この基準によらないことが出来る。 | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | 工作物の色彩の基準は以下のとおりとする。 | | | | | | |
| | 彩度 6 以下 | | | | | | | |
| 工作 | 【適用の除外】 | | | | | | | |
| 物の | ・表面に着色していない自然石、レンガ、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩の場合 | | | | | | | |
| 工作物の色彩 | ・見付面積の1/5未満の範囲で、外観のアクセントカラーとして着色される色彩の場合 | | | | | | | |
| <i>^</i> | ・地域のランドマークとしての役割を果たすもの、良好な景観の形成に資するものなどで、市長が認 めたものについては、この基準によらないことが出来る。 | | | | | | | |
| | | めたものについては、 | この季竿によりないことが山木 | ⊼ ల ం | | | | |
| | | | | | | | | |